jtk2000016

地域から発信する『男女共同参画社会』づくり

― 市町村の女性行動計画策定をどうすすめるか ―

米田佐代子・池田政子・藤谷　秀・伊藤ゆかり

山梨県立女子短期大学 男女共同参画アドバイザー養成講座ワーキンググループ

以下のレポートは、1999年8月7日、国立婦人教育会館で行われた「平成11年度女性学・ジェンダー研究フォーラム」ワークショップにおいて発表したものである（誌面の都合で一部省略）。表記のワーキンググループには十数名の調査協力者が参加して資料収集と各市町村アンケート調査などにあたり、またフォーラム当日は実践報告として石和町教育総務課長杉原五十子氏と高根町元山梨県女性いきいきアドバイザー清水澄代氏により、それぞれの地域における「女性行動計画」策定経過についての報告があった。ここでは、本学の「アドバイザー講座実行委員会」メンバーが、市町村アンケートの分析を中心に文章化した部分のみを収録した。なお、アンケートは調査参加者が自分の居住する市町村を直接訪問して回収したものであるため、網羅的ではなく、ばらつきがあることをあらかじめお断りしたい。

Gender-equality as Proposed in the Local Community:
How Each Municipality Can Make Plans to Promote the Women's Activitiy

by Sayoko YONEDA, Masako IKEDA, Shu FUJITANI, Yukari ITO, and Others

This paper was read in a workshop at the Forum for Women's Studies and Gender Studies held by the National Women's Education Center in 1999. It was based on the survey about the women's situations in Yamanashi done by the working group, which was formed among the participants in the Program for Advisors for Gender-equality at Yamanashi Women's Junior College. In Yamanashi, several municipalities have made or been making their own "Plans to Promote the Women's Activity". In the process, there has been much difficulty, as shown in the survey as well as the reports at the workshop from the towns in Yamanahi. The paper analyzes the survey and points out that it is necessary to deal with gender prevalent in the local community in order to promote the women's activity and gender-equality.

はじめに―このテーマを取り上げた理由―「なぜ市町村に『計画』を」か

1999年6月「男女共同参画社会基本法」が成立し、各都道府県は国の「責務」とならんで「都道府県男女共同参画計画」策定の「責務」を持つことになり、市町村も「市町村男女共同参画計画」策定に「努める」ことが明記されました。

しかし「都道府県」と「市町村」ではその責任の度合いに差があることからいえるように、現在の「女性行動計画」の段階でもきわめて低い市町村の「計画」策定率が、今後どれだけ改善されるかは必ずしも明確ではありません。県庁所在地以外の市町村（特に町村）の取り組みは全国的に遅れています。そこには「地域」の生活に根をおろしている「ジェンダー意識（行政内部にも、住民自身のなかにもある）」が反映していると見られます。

そして、地域で生活しているものにとって、この「地域ジェンダー」問題の解決なしにどのようなたてまえがつくられても、それは「絵に描いた餅」か「遠くで鳴る鐘」でしかないことを痛感しています。「市町村こそ基本計画策定を」というのがわたしたちの切実な願いです。

ところで山梨県は、これまでの「女性行動計画」の段階では東京・大阪・神奈川・埼玉等、比較的大都市圏に位置する都府県に次ぐ市町村策定率を

持ち、特に農林業地帯の村を含む町村で策定の取り組みが行われているという点で、「健闘」しているといえます。

率直に言って「地域ジェンダー」意識が強いと考えられる地域でこのような「前進」が見られるに至った経過と、同時にその過程でうかびあがってきた「地域ジェンダー」の問題点を検討することによって、県内の未策定町村や他県市町村の今後の「基本計画」策定への取り組みに参考になる課題を提供できればと考え、準備しました。

この報告は、山梨県教育委員会が文部省の補助事業としておこなっている「男女共同参画アドバイザー養成講座」のうち、山梨県立女子短大が企画実施した平成10、11年度講座の受講生が中心になってまとめたものです。これまでの「女性問題学習」「女性学習」が、ややもすると一回かぎりのイベントや「お話を承る」講座といった「受け身」型に終わりがちであったのに対し、本講座は地域で男女共同参画学習のリーダー養成という趣旨に沿って、「話し合い」「課題発見」「自主学習」「課題解決」「発表」というスタイルを重視してきました。平成11年度は5月に開始、8月現在進行中ですが、昨年の受講生も含めて今回のレポート準備にあたったものです。県下各地の市町村からの受講生が「足で」集めた資料をもとに、各市町村の協力と県女性政策室の支援、それに県立女子短大の教員の助言・事務局職員のサポートが一体となって、レポートをまとめることができました。男性の協力もあったことはいうまでもありません。この取り組み自体が地域社会における「ジェンダー」の壁を乗り越え、地域に「男女共同参画社会」を形成して行く一歩となることを信じ、また多くの市町村での取り組みが今後いっそう活発になることを期待したいと思います。

Ⅰ　山梨県下市町村の「計画策定」のあゆみ（略）

Ⅱ　「計画」策定促進の要因（略）

Ⅲ　「計画」策定過程の分析―策定市町村アンケート調査から（アンケートは各市町村ごとに行政の担当者と策定に関わった住民の双方から意見を聞く形で実施した。直接訪問のかたちをとったため、調査の範囲は調査者の居住市町村に限定されている。数値は大まかな傾向を示すものである。）

1）プラン作成のきっかけ（問1）

☆　「行政独自の判断」（行政側）、「県からの働きかけや情報」（住民側）が多く、「アドバイザー等の働きかけ」は住民側の方がより強く認識している傾向がある。いずれにしても「アドバイザー」や女性団体などの働きかけがきっかけを作ったことは行政でも認めるところであり、地域では大きな意味を持ったといえる。

2）策定委員会の構成（問2）

☆　「行政で選定」が多い（「団体等の推薦」を加味したところはある）。「公募」を入れたところは少ない（「公募しようとしたが応募者がなかった」という声もある。これは「関心の薄さ」と「でしゃばりとみられたくない―自分から手を挙げるという経験が地域では少ない（女性が選挙に出られない理由の一つ）」の両方ではないか）。しかし「公募したところ5人の委員が公募で誕生」したところもある。又「自分たちの問題では熱心に取り組むが行政と関わりを持つのはわずらわしい」という意識、「行政と関わるのは一部の団体や個人」という意識もあり、地域によっては選挙等のかかわりもあって、行政との関わりから「排除されている」という意識もないとは言えない。

☆　人数は0～43人と幅があるが、おおむね15～20人程度。男女比はほぼ2：1（女性が3分の2）。「男性を意識」したのは「男女共同参画」の見地からといえるが同時に「女だけでは」という意識もあったか？男性に「宛職」が多いところもある。勿論若い男性を含めて積極的参加を求めたところもある。逆に「男性を入れて（女性が）頼ってしまってはいけない。まず女性の能力発揮を」と言う立場から、女性のみで構成したところもある。

☆　人数の多いところは形式的に多くしたというよりもはじめから「分科会」―「ワーキンググループ」方式をとったと見られ、委員数が少ないところでは「少人数で分科会を作ったため、何をしていいか分らなくて困った」という声も

ある。しかし、大きい委員会を構成してまとめて行くのには行政・住民ともにかなり力量のあるリーダーが必要であり、成功したところはそういう人材に恵まれていたと見られる。

☆　「意識的に配慮したこと」では「意識的に男性を入れた」が多く、ついで「年齢に配慮」。行政は意識していないようだが住民側では「団体の長などを入れた」を意識しているところがある。このズレは重要。

3）情報入手源（問3）

☆　「県の情報」「アンケート」が多く、ついで「県内他市町村」。「庁内各課長の意見も聞いた」ところもある。「国の情報」はやや少ない。市町村では身近かな情報が有効であることを示すのではないか。反面、国の施策やその背景にある国際的動向等が十分入手できたか、という点は課題かもしれない。

☆　「講師を呼んで学習会」や「有識者の助言」をあげたのは住民側に多く、こうしたかたちで広く情報を得たいと考えていたことをうかがわせる。

4）策定にあたっての困難（問4）

☆　「学習・経験の機会が少なかったこと」が圧倒的。前述の情報の伝わりかたと合わせて地域での取り組みの困難さがうかがえる。

☆　「地域の理解」「行政内の理解」の不十分さを指摘する声は行政側に多く、前述の意見と合わせて担当者の苦労が分る。

5）策定後の活動―推進体制（問5）

☆　「推進委員会設置」と「長期計画に盛り込んだ」「盛り込む予定」が多く、「つくりっぱなし」でなくなってきたところは成果。しかし、「長期計画」にどのように盛り込まれたかが課題（実施計画として）。一部「特に予定はない」の回答が気がかり。

☆　重点として「審議会委員等の女性比率引き上げ」「地域への啓蒙活動」は多いが、「職員の処遇改善」は少ない（策定委員会に「担当者」ではなく「委員」として女性職員を入れたところはほとんどないが、女性職員のばあいは「行政誘導型」への懸念よりも「参加」の意義があるのではないか）。

☆　「成果」としては「審議会等の女性比率の増加」が多く、「女性議員の増加」もある。前問と同様「女性職員の処遇の改善」はやや少ない。しかし、「女性管理職の増加」「行政の意識の変化」をあげたところもあり、これからは役所内の女性職員の活動も期待されるのではないか。ただ、一般職員のあいだのジェンダー意識（お茶汲み等）の変革まで進んでいるかどうかは判断できない。

☆　「浸透」では「広報紙」が多く、「プランの配布（ダイジェスト版等）」や「フェスティバル」等が次ぐ。周知に努力しているとみられるが、一方「配布」と「イベント」が中心で、未だ住民に十分浸透しないのでは、という実感もある。これだけ全戸配布しているのに、プランのことを知らない住民が多いのが悩み。

6）「行政内の意識の変化」（問5－4―ホの記述から）

☆　行政側

★首長部局に担当を移し、より積極的に対応を図ることにした。

★男女平等、女性の能力認識が進んだ。

★女性プラン庁内推進会議設置により、プランに対する意識の向上が図られた。

★女性の職種に対する固定観念が排除された。

★取り組みが活発になった。

☆　住民側

★議会で 女性問題（プラン）について質問があった。

★女性係長がはじめて誕生。

★推進委員の会議などで役場に行くと、担当以外の部局からも声がかかるようになった。

★職員のあいだに「男女平等意識」は高まっている（実際に「責任ある立場」となると女性のほうで引いてしまう傾向があり、実践に結びつけるのがたいへん）。

★「総合計画」の中に「女性行動計画の策定」を位置づけた。

7）「地域住民の意識の変化」（問5－4－への記述から）

☆　行政側

★啓発活動により住民の意識高揚。

★地区単位に話題になった（地区役員に女性が

登用された例も）。
★女性問題への関心が深まりつつある。
★女性グループの組織化、自治会の役員になった。
★住民の理解・協力が得やすくなった。
☆　住民側
★プラン推進の企画に活発に参加。生活改善への町ぐるみの取り組み。
★多少なりとも男性の意識改革がされつつある。
★プラン推進の講演会の反響が大きい。次回への期待も。
★区の役職などもぼつぼつ女性が出るようになった（男性の人材不足もあるが）。女性自身も少しずつ自覚し始めた。
★家庭でプランを読むとか「男性の料理教室」を年一回でなくもっとという声など。
★いろいろな場面で女性の参加が必要という考えは多くなっているが、女性を「役職に」という時、男性が女性を推薦しないということを見かける。
★「あんなものきらい」といっていた人の中に少しずつ活動する人が出てきた。

8）今後の「計画」策定に向けてのアドバイスや意見（問6）

☆　行政側
★プラン策定の中核となる人材の育成（策定後の推進活動につながる）。
★男女共同参画社会実現にむけての環境づくりのための長期的取り組み（行政・住民の一体化）。
★アンケートを策定委員が手づくりした（専門業者に委託せず、質問項目選定から回収、集計、分析、プラン策定まで、全部手づくり）。
★プラン策定の必要性は、今はかなり浸透していると思うが、行政内部の理解が 容易に得られないところもあると思う。県の指導が望まれる。「行政のやる気」と住民の「必要性の理解」が両輪となればよい結果が出ると思う。
★策定当時の委員が推進委員として活躍しているので（行政の担当が替わっても）よく分る。推進委員が重要。
★プラン推進のために、①担当課とともに庁内プロジェクトチームにより十分検討する。②策定委員（男女）が同じレベルの知識（研修）を得ておくこと。③地域住 民（男女）にPRすること。以上の事項を十分おこなっていると推進が容易と思われる。
★①委員は公募が基本と思うが、幅広く意見を聞くようにすべき。策定委員に議員の立場が入りすぎるのは考えた方がいい（議員ももっと女性問題を学習して欲しい）。②役場職員や地域企業の社員なども委員に入った方がいい（労働の問題では特に必要）。③講座等で学んだ女性をもっと策定委員にしたらどうか。④策定過程をもっと知らせた方がいい。
★国の法制整備が先行しているが、男女共同参画社会はまず地域づくりからではないか。自治会などの活動に女性が参画できるようにする。地区でも行事のプラン段階で女性の参画ができるようにすることが大切。
★プラン策定と同時進行で、地域の「男女共同参画」意識づくりをすすめると、策定後もスムースに推進できると思う。
★①地域の特性を生かしたものを作る（住民のアンケート等で）。②能力をつけるための学習会を計画すること（男女ともに学ぶ姿勢）。
☆　住民側
★①行政の女性政策担当者のプランに対する理解と意欲が必要。②策定委員の熱意・問題意識・行動力・学習の蓄積により、地域の実態に合った個性的プランができる。③リーダーが必要。④住民主体の策定が望ましいが同時に行政との提携が不可欠。市町村に女性政策の専任担当者を置いて欲しい。
★私見だが、「男女共同参画」推進について、国や県からの情報に追われてしまう時があり、あせらず学習する必要を感じた。もっと地域への啓蒙活動が必要。
★①アンケートを各戸訪問して回収したことで地域の現状がよく分った。②集計・分析は苦労したが住民の意識や考えていることがよく分った。③策定中は毎週1回部会をもったが、委員どうし仲良くなる事ができ、他の活動にもプラスになった。④公聴会を開催したことで、委員以外の人の意見や要望をプランに取りいれることができた。
★①各市町村がみな「横一列」で似たようなプ

ランを作っているような気がする。りっぱでなくていいからもっと独自性を出したものを。②「女性行動計画」にこだわると男性が入れなくなるので、「地域の人づくり」「地域社会づくり」を描く視点を立てて策定作業に入った方がいいのでは。③プラン推進の立場にある自治体に「男女共同参画」の意識が欠けているのでは？

★①審議会や民生委員などに占める女性の比率は多くなったが、まだ一般女性の関心は高くない。②行政の女性職員も、声がかかっても管理職になりたがらない。

★①行政だけに頼らず、女性自身がもっと意欲的に学習会等に参加、行政に積極的に働きかけること。②策定委員を選ぶ時は会議（学習会も）に出席でき、リーダーを中心に団結できる人を選ぶ。③よき指導者が必要。

★①策定にかかわった人たちの意欲向上はすばらしいが、地域への広がりが悩み。②策定後の推進が大事。推進委員会から「男女共生をすすめる会」への飛躍を目指している。いままで学習をしてきたが、これからは具体的な活動に結びつけたい。

★①住民のニーズを的確に把握することが大事。②女性自身の意識改革が必要。③年代差による考えの違いを知っておくこと。④行政との連携、バックアップを得て成果がある。

★①策定は行政主導ではなくあくまでも策定委員主体で。そうすると後の推進がやりやすい。②そのためには委員もがんばる必要あり。行政選定の委員だけでなく公募委員を入れる方がよい。③行政も「つくればいい」のではないことを理解して欲しい。④住民の学ぶ機会を行政も意識的に作って欲しい（学習の「場」の提供だけでなく）。

★①策定委員中に公募委員の枠を設けることが必要。②女性問題等の学習会で学んできた人を積極的に委員に入れた方がいい。③住民の意識改革はたいへんだが、ことあるごとに啓発活動により関心を深めて行くことが大切。

Ⅳ　未策定町村の課題―アンケートの結果から

1）「すでに策定の予定がある」町村、「今のところ予定はない」町村に比べて「予定はあるが、具体的に着手していない」町村が多い（問１）。

2）「策定予定あり」の町村は「策定委員会の設置」や「学習会の開催」等を予定し、「住民アンケート」にも関心がある（問２）。

3）「策定予定はあるが具体的になっていない」町村では「この問題についての知識や経験のある担当者の不足」に悩んでいるところが多いと思われる。「庁内や地域で関心が不十分」が理由になっているところもあり、「財政的理由」も一部にあった。これは相関関係ではないか（ニーズが低いことに支出し難い）（問３）。

4）「予定がない」町村でも「策定を必要とする意見」が「庁内」からも「住民」からも出ていないという「関心の低さ」になっているところがあり、「人材不足」、「他にやることがあり多忙」「財政上困難」などの声もあった（問４）。

5）今後の取り組みについて「学習会・講演会等の啓発活動」を挙げた町村が多く、「地域の女性団体やいきいきアドバイザーなどと連携したい」という意見も比較的多かった。「地域の組織・団体等の役員に女性を増やすよう働きかけたい」という意見もいくつかあったが、「特に考えていない」という回答もあり、「男女平等教育の推進」や「審議会委員に女性を増やす」「役場女性職員の処遇改善」等に行政の担当者からの回答はなかった。この項目に「無回答」のところもあった（問5）。

6）今後の取り組みについて意見記入のあったもの（問６）

☆　担当窓口ではあるが、兼務のためほかにやるべきことがあり多忙。しかし、アドバイザーさんと協力して学習会等に参加、勉強して策定に近づけたい。

☆　住民に周知し、訴えてゆくためには、まず行政側が十分に実施対応していなければならないと思います。現状では（我が自治体では）男女平等には程遠く、女性自身も意識がありません。国は法律をつくり、施行すればいいのでしょうか。現実はとても難しい。

☆　現在、県の「ヒューマンプラン」について月一回学習会を開催している（「ヒューマンプランを考える会」）。各種団体とも話し合いを実施しているが、長い間の慣例もあり、推進にあたっては、どこから手をつけたら良いか苦慮しています。

ま と め

未策定市町村の多くは「この問題を担当できる人材や知識の不足」「庁内・住民の双方ともに関心がうすい」ことに悩んでいるといえますが、受け止め方には二つのタイプがあるように思われます。

ひとつは「わが町村では未だ男女共同参画行政推進の時機が熟していないから無理」という判断であり、もうひとつは「だからこそ積極的に学習や話し合いによって気運をつくるべき」という判断です。この点は直接担当者の姿勢にも関わりますが、同時に女性行政担当者が「兼務」であったり、比較的若い女性がポストについているため、「やりたくてもできない」ジレンマに陥っている例が少なくないのではないかと推察されます。

しかしこのことは、一方では各自治体に「男女共同参画」の必要を感じている職員や住民がいることの証明でもあります。「トップ（首長・管理職等）がかわったので、取り組めるようになった」という声もあります。選挙で「男女共同参画」を取り上げることを公約して当選した首長が女性問題の学習会に参加する、といったケースもあり、女性議員が議会で質問したことがきっかけで取り組みが始まったという事例もあります。

一方選挙等で女性の声を、と思っても地域のしがらみが強く、従来型の選挙に女性が「動員」されてしまう、という悩みも聞かれます。

そうした「地域ジェンダー」の実状に取り組む地道な努力と、今度の「基本法」制定をきっかけに「市町村こそ男女共同参画社会づくりの施策を」という運動と施策が必要とされているのではないでしょうか。

V　市町村「プラン」の内容―成果と課題

「プラン」自体は基本的な施策の体系をしめしたものであり、ここに具体的な内容まで書き込まれているとはいえないので、これだけでは特色を判断し難い面がありますが、その範囲でプランに書き込まれたいくつかの特色を事例的に指摘してみます。

1）地域では女性自身の意識が問われている？

「男女平等意識の啓発・教育」「地域の男女共同参画」は多くのプランでとりあげていますが、いくつかの意識調査（住民アンケート）の結果を見ると、地域では女性自身がまだまだ「ジェンダー」意識を持っている傾向があることが分ります。

A町では「男は仕事、女は家庭」という考えに対し「そう思わない」という回答が男性50.0％、女性39.7％という結果が出ています。

B町では「子どもの教育」について「男の子は四大まで」という意見が男性57％、女性65％、「女の子は専門学校・短大まで」という意見が男性52％、女性60％と、女性の方が性による教育程度をより意識している傾向があります。

C町の「（自治会活動への女性の参加や冠婚葬祭など）しきたりや生活のならわしについて」のアンケートでは、「改善すべき」という意見は男性70,4％、女性66,7％でした。「今迄のままでいい」という意見は女性の方が少ないのですが、「どちらともいえない」というのが男性13,3％に対し、女性20.5％と多いのが目立ちます。

D村でも「葬儀の時、男性は受付と香典場、女性は買い物と炊事という習慣を改めた方がいいか」という問いに、男性は58％が賛成していますが女性の賛成は46％です。

これらは、いわゆる「女性の意識の低さ」をあらわすものでしょうか。むしろここにこそ、女性が現状に疑問を持ちながらも実際に「改善」に踏み出すことの難しさを感じている現実（地域のジェンダー構造）が反映しているのではないでしょうか。

「男女平等の意識形成」がこうした地域の実態に即して、単なる啓発にとどまらず裏づけのある施策としておこなわれることの必要性を示す結果ではないかと思われます。

2）「女性労働問題」の多様な視点と問題点

この分野では地域の実態を反映した多様な問題提起が見られました。特に農山村（果樹栽培等も）

を含む地域、観光産業や地場産業地帯等では「自営」の問題がクローズアップされています。

E町では「労働や経営」面での「女性への正当な評価」、「女性の生産技術や経営管理」能力の向上」を、

F市では「閉開店時間や休業日」等の見直しを、

G市では「在宅ワーク」の評価と労働条件の確立を、

H町では「農林業女性」の「給料体系の確立」や「資産形成」を取り上げています。

プランには出ていませんが、「果樹一本分」を妻の収入に、あるいは「女性名義の預金口座」を、という運動もあり、山梨県の特色が生かされているといえます。

3）「雇用労働」の分野で「男女共同参画」は問題山積？

一方、雇用の分野では市町村行政で出来ることに限界もあるため、一般的な指摘にとどまらざるを得ない実状が伺えます。「不況」「リストラ」を反映し「まず女性の雇用機会の拡大を」「パート労働の保護を」という提案がかなりありました。

その中で「ジェンダー」を意識した視点として、①役所・役場を含む「女性管理職の増大」の提起、②職域の男女の差をなくす取り組みに触れたものがいくつかあります。

I市では「政策決定への参画促進」で、「各種行政委員・審議会委員等への積極的登用」とあわせ、「女性管理職員の増員促進」を明記しています。

J市では「官公庁、民間団体、企業等」での「女性管理職登用の促進」を書き込み、特に「公的機関は率先」としています。

しかし、この点でも女性の側にまだためらいがあるともいえます。K町は、女性議員も女性教育委員も出ている地域ですが、それでも住民アンケートでは「女性の社会的地位向上のために」女性が「もっと政治的社会的活動に参加する」「あらゆる分野で女性を登用する」という回答はいずれも女性より男性の方が多くなっています。だからこそ「女性の積極的登用」を明記した「プラン」の意味は大きいと言えます。

もっと具体的な提言もあります。L町では「性役割分業意識改革」の柱の中で「保父（現在は男女ともに保育士）・介護士・看護士などの採用促進」を打ち出しています。

4）家族・母性の問題は難しい？

「健康」「幸せな家庭」「母性の保護」などは、切実な願いが盛り込まれた部分ですが、それだけにややもすると家庭内の妻・母役割が「自然に」肯定されがちな部分でもあります。今、「母体保護法」をめぐって問題になっている「性と生殖の自己決定権（リプロダクティブ・ライツ）」に関わる提起がL町にはありますが全体に少なく、「性の尊厳」に触れているものも、たとえば「健全な性教育」というかたちで一般的に述べられている傾向があります。

「育児に父親の参加を」という方向はかなり出ています。H町は「父親セミナー」や「男の料理教室」を、M町は「男女がともに家事育児を担う」ことをイラスト入りで強調しています。

5）同じようにむずかしいのが「介護」

「福祉・介護」の最大の問題は、家庭内でも、公的介護でも「介護するのは女性」という「ジェンダー」的分業です。各市町村の調査でも「寝たきりになった時」あてにされるのは「配偶者」「娘」「嫁（息子または長男＝嫁）」といった女性であることが伺えます。これに対して「男性も介護を」という指摘はありますが、ヘルパーの多くが女性に委ねられている現状に言及したものは少なく、今後介護保険の運用が市町村で行われることを考えると、この点はこれからの課題ではないかと思われます。この点、H町で「老若男女ともに介護教室を」と提起しているのが注目されます。

6）国際交流の地域性がみえてきた

この点は、実は国の施策でも比較的一般的提言にとどまっている部分です。かつて「女性と国際交流」というと、文字どおり「外国のお客さんと国際親善」といったレベルが多かった時代もありました。しかし今、地域には多くの外国人が暮らし働いています。お客さん扱いではすまなくなっています。

D村では「外国人」はもとより「新住民」も含めて「誤解や偏見」をなくし、「異文化を尊重し」「ひらかれた地域づくり」を目指すことが「男女平等につながる」としています。

L町では「外国人女性にとって外国人差別は二重差別になる」と指摘、「人権としての男女平等の視点」から「外国人女性に対する暴力から守る」

提案を組み込んでいます。

7）推進体制をどう作るか

すでに述べたように「計画」を策定しただけで「寝てしまう」傾向がありました。しかし今は「推進体制こそが要」という意識はかなり確立してきています。山梨県も1998年から「推進本部（本部長県知事）」を発足させました。市町村でも「本部」までゆかなくとも、住民参加の「推進委員会」を作ったところは多く、庁内に推進体制を組織したところも出ています。ただし庁内組織は平成10年段階ではN市、O市、I市、L町、P市と比較的大きい自治体で、助役や収入役、部局長などで構成したところではもっともすすんでいるN市でも「女性ゼロ」であり、「女性管理職の少なさ」がネックになっています。

とはいえ、L町では「実施計画」中に「男女平等（男女共同参画）推進室」の設置をうたい、H町でも「女性政策室」の設置を掲げています。また庁内組織設置予定市町村の中には小規模町村も見られます。

まとめ―「男女共同参画社会基本計画」策定への展望

ようやく「女性行動計画（ヒューマンプラン）」策定が市町村段階ではじまった今、「男女共同参画社会基本法」が成立し、自治体は「基本計画」の策定に取り組むことになります。しかし、すでに述べたように「都道府県」と「市町村」とではその責任に差があり、これまでも困難を抱えていた市町村（特に小規模町村）にとってはかなりきびしい取り組みになると思われます。

しかし、山梨県下の市町村がこれまでに積み重ねてきた「プラン」策定への取り組みは、「基本法」体制によって御破算になるのではなく、まさにそのさきがけとなる「実験」であったといってもよいと思います。「ジェンダーバイアス」がもっとも強く働き、女性自身も「男女共同参画」になじめない実感を持っている地域でこそ「人権としての女性問題」が語られ、単に話しあうだけでなく、行政の責任ある施策として具体的に政策化し、実施して行く、そのすべての過程に女性が男性と同じように「参画する」ことは、「女性の意識の向上」を待っているだけでは間に合いません。積極的に女性を政策決定の場に加える「ポジティブアクション」が必要です。それもひとつの自治体だけでは実現しないと思います。今回の調査で分ったことは、県内の各市町村の動きが互いに相互作用を生み出しているという点でした。この点で県が委嘱したいきいきアドバイザー制度は「無報酬」「無権限」という極めて限定されたものであったにもかかわらず、県内の情報交換・各市町村への問題提起という意味で大きな役割を果たしたといえます。

しかし、これから男女共同参画時代を迎えるにあたって決定的に不足しているには「人材」と「情報」です。情報提供のためには調査研究が必要ですが、山梨県には現在これらの問題について系統的に調査研究する場がなく、基本的な意識調査でさえこの10年近くほとんど実施されていません。今回市町村で取り組んだ貴重な住民意識調査も系統的にフォローする体制は難しく、県内に「男女共同参画」「ジェンダー問題」を研究・調査・普及するための組織の必要性を痛感します。

（1999年8月7日発表）

資　　料

山梨県の市町村「女性行動計画」策定過程に関するアンケート（1999年7月）　　回収市町村17

	行政側	住民側
	14（うち重複）	16
問1　「女性行動計画（プラン）」策定の契機		
1　行政側の判断で		
イ　施策の一環として独自に判断	9(1)	2
ロ　県からの働きかけや情報によって	3(0)	11
ハ　他の市町村の動向から	2(0)	3
ニ　その他	0(0)	1
2　地域からの要望で		
イ　いきいきアドバイザーや女性団体等の要請	8(0)	8
ロ　議会の質問等	1(1)	2
ハ　個人からの声	0(0)	4
ニ　その他	1(0)	1
3　その他（具体的に）	1(0)	2
問2　「女性行動計画（プラン）」策定委員会の構成		
1　策定委員会の構成		
イ　全員行政で選定	8(1)	6
ロ　選定と団体等の推薦	5(0)	7
ハ　選定と一般公募	0(0)	0

ニ　選定、推薦、公募をすべて取り入れた	1(0)	3
ホ　その他	1(0)	1
2　委員会の人数（男女）		
＜略＞		
3　委員会構成にあたっての留意点		
イ　女性のみで運営するようにした	0(0)	1
ロ　意識的に男性委員を入れた	9(0)	9
ハ　各団体の長や公職にある者を入れるようにした	2(0)	5
ニ　公募等により広く意見が反映するようにした	1(0)	2
ホ　年齢層に留意した（若い世代の参加等）	4(0)	7
ヘ　その他（具体的に）	3(0)	3
問3　策定にあたって必要な情報の入手		
イ　国の情報	6(1)	8
ロ　県の情報	11(1)	13
ハ　県内の他の市町村の情報	10(0)	12
ニ　学習会（講師を招いて）	5(0)	10
ホ　住民のアンケート	13(1)	14
ヘ　有識者の助言（委員会への参加や顧問等）	5(0)	6
ト　その他（具体的に）	1(0)	1
問4　策定にあたっての困難		
イ　学習機会や経験が少なかったこと	11(1)	10
ロ　リーダーになれる人材が不足していたこと	0(0)	2
ハ　地域内で理解が十分でなかったこと	8(0)	7
ニ　行政内部での関心が十分でなかったこと	6(1)	5
ホ　特にない	0(0)	2
ヘ　その他	3(0)	3
問5　策定後の取り組み		
1　行政としての体制づくり		
イ　「推進本部」を設置した	1(0)	1
ロ　推進委員会を設置した	8(1)	13
ハ　特に組織はないが女性行政担当をおいて推進	3(0)	0
ニ　特にない	1(0)	0
ホ　その他	4(0)	2
2　「プラン」の施策体系化		
イ　市町村「長期計画」に盛り込んだ	9(1)	9
ロ　「長期計画」に盛り込む予定	3(0)	4
ハ　特に予定はない	1(0)	1
ニ　その他	1(0)	1
3　「長期計画」等の行政計画に盛り込む場合の留意点		
イ　審議会等公職への女性参加比率の引き上げ	9(1)	11
ロ　職員の処遇における「男女均等」の推進	4(1)	4
ハ　地域に対する「男女共同参画」の啓蒙活動等	12(1)	13
ニ　特に考えていない	0(0)	0
ホ　その他	1(0)	0
4　「プラン」の策定後の成果		
イ　女性議員の誕生・増加	6(1)	8
ロ　審議会等に占める女性の割合の増加	9(1)	11
ハ　行政における女性職員の待遇の改善	4(1)	4
ニ　行政における女性管理職等の増加	4(1)	5
ホ　行政内での意識の変化	6(1)	6
ヘ　地域住民の意識の変化	6(1)	9
ト　その他	0(0)	0
5　「プラン」の地域住民への浸透		
イ　「プラン」の配布（ダイジェスト版等を含む）	9(1)	11
ロ　広報に記載	12(1)	10
ハ　宣伝誌やリーフレット等の作成と配布	4(1)	7
ニ　学習会や「フェスティバル」等の開催	11(1)	13
ホ　意識調査やアンケート等の実施	5(1)	5
ヘ　特にない	0(0)	0
ト　その他	0(0)	4

市町村「女性行動計画」策定計画に関するアンケート
（未策定市町村、1999年7月）　回収市町村12

問1　「プラン」策定について	
イ　すでに策定の予定がある	5
ロ　策定の予定はあるが、具体的な日程までは未定	4
ハ　今のところ策定の予定はない	3
ニ　その他	0
問2（問1－イと答えられた方に）策定を進める方法について	
イ　策定委員会を設置する	6
ロ　専門家・専門業者等に委託する	1
ハ　学習会等を開催する	6
ニ　住民へのアンケートを実施する	4
ホ　国からの情報を参考にする	2
ヘ　県からの情報を参考にする	4
ト　県内の他市町村の情報を参考にする	4
問3（問1－ロと答えられた方に）具体化していない理由	
イ　この問題について知識や経験のある担当者の不足	3
ロ　他の仕事が忙しく、手が回らない	0
ハ　財政的理由で具体化できない	1
ニ　庁内でこの問題に対する関心が不十分	1
ホ　住民の関心が不十分なのですすまない	1
ヘ　その他	0
問4（問1－ハと答えられた方に）「策定の予定がない」理由	
イ　すでに女性の地位は向上しているので特に必要を認めない	0

ロ　地域には「男女平等」に反発する考えがあり困難　0
ハ　策定を必要とする意見が庁内にない　0
ニ　住民から策定を求める声が出ない　2
ホ　女性問題を担当できる人材がいない　1
ヘ　行政としては他にやるべきことがあり多忙　1
ト　財政上困難　1
チ　その他　2

問5　「男女共同参画社会」形成に向けての施策

イ　学習会・講演会などの啓発活動　6
ロ　アンケートなどによる意識調査　2
ハ　小中学校等における「男女平等」教育の推進　1
ニ　審議会等の女性委員比率の引き上げ　2
ホ　役所・役場職員の処遇における平等促進　2
ヘ　地域の諸組織・団体等の役員に女性を増やすよう働きかける　4
ト　「女性議会」など、女性の政治進出がしやすいようにする　1
チ　地域の女性団体やいきいきアドバイザー等と連携　7
リ　その他　0
ヌ　特に考えていない　3

問6　今後の取り組みについての意見

略

（1999年12月3日受理）